

笠岡市障害福祉計画（第1期）

平成18年度～20年度

平成19年3月
笠岡市

目 次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 障害者自立支援法	3

第2章 計画がめざすこと

1 計画の基本理念	5
2 サービスの確保に関する基本的な考え方	5

第3章 必要サービス量の見込み及び確保の方策

1 平成23年度の目標値の設定	7
2 指定障害福祉サービス等	9
3 地域生活支援事業	12

第4章 計画の推進

1 障害計画の見直し時期	16
2 計画の達成状況の点検及び評価	16

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 計画策定の背景

本市では、ノーマライゼーションの考え方に基づき、障害者等の「完全参加と平等」の実現を図り、住み慣れた地域で安心して生活ができるまちづくりを目指すため、平成11年3月に「笠岡市障害者福祉計画（夢ウエルプラン）」を策定し、様々な障害福祉施策を推進してきました。

このような状況の中、平成15年に、国では障害者福祉サービスの提供において、行政がサービスの受け手を特定し、サービス内容を決定する措置制度から、利用者の自己決定を基本とした支援費制度へ改められました。

さらには、平成18年に、障害者等の自立を支援する観点から、支援費制度の障害種別ごとのサービス格差等の状況を踏まえ、障害福祉サービスを充実し、「障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与すること」を目的とする、障害者自立支援法が制定されました。

障害者自立支援法は、平成18年4月から一部施行され、10月からの本格的な施行により、今後5年間をかけて新体系サービスへの移行が予定されています。また、制度の変更に伴い、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する「障害福祉計画」の策定を地方自治体に義務づけています。

(2) 計画策定の趣旨

平成11年3月に策定した障害者基本法による「笠岡市障害者福祉計画（夢ウエルプラン）」は平成17年度末で終了したことから、新たな「第2次笠岡市障害者福祉計画」を策定し、障害福祉施策について計画的な推進を図ることとしました。

「第2次笠岡市障害者福祉計画」の理念を踏まえ、調和を保ちながら、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス等の提供体制の確保と円滑な事業実施を目的として、この「笠岡市障害福祉計画（第1期）」を策定しました。

2 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

本計画は、障害者自立支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、国が定める基本指針に即して策定されるものです。

さらに、この計画では、平成23年度における障害福祉サービス等の必要量の見込のほか、具体的な数値目標を設定し、その実現に向かって取り組むべき推進方策等に

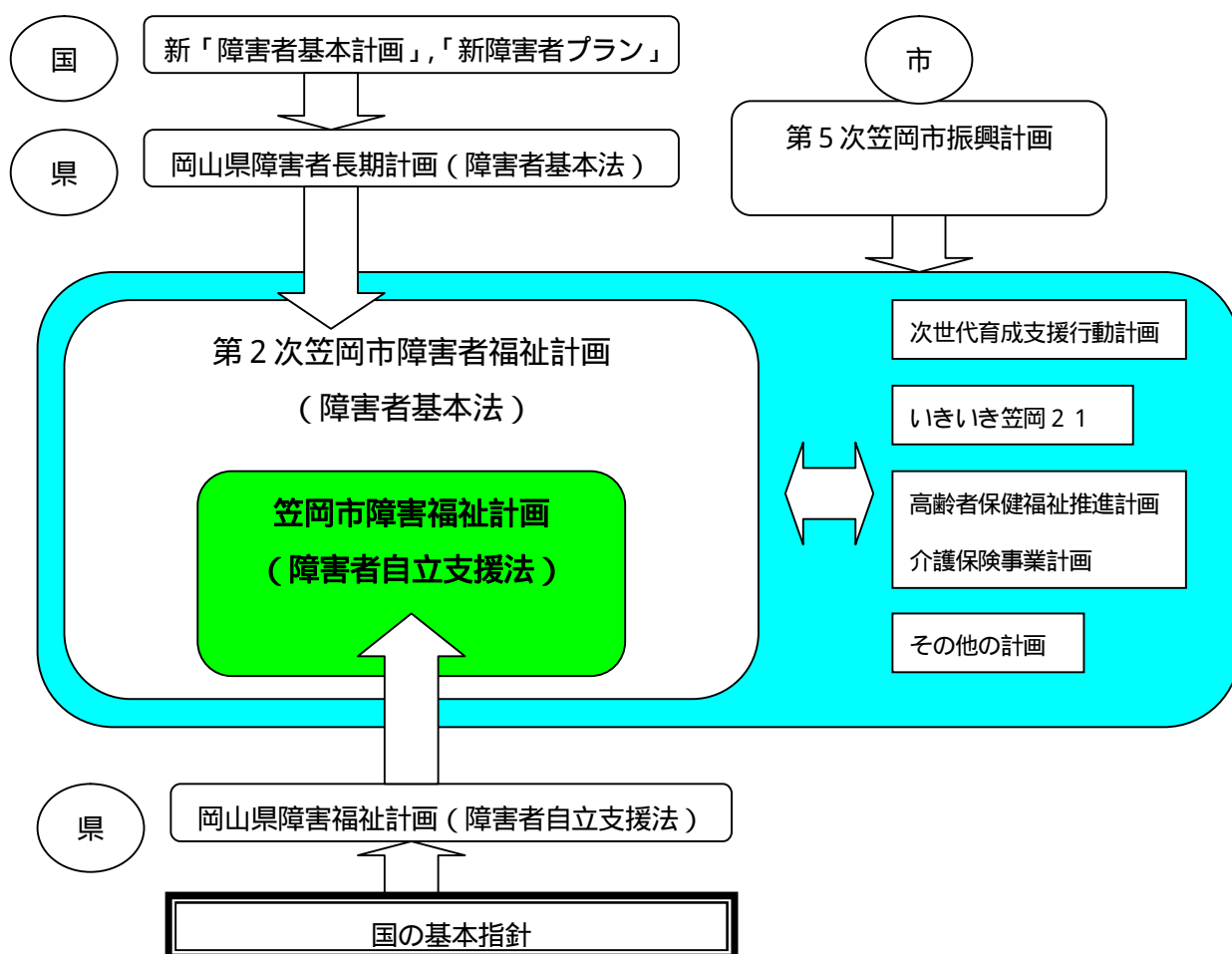
についても策定し、「第2次笠岡市障害者福祉計画」と相まって、障害福祉サービスの基盤整備の一層の推進を図ろうとするものです。

(2) 「第2次笠岡市障害者福祉計画」との関係

「第2次笠岡市障害者福祉計画」は、障害者基本法第9条第3項に基づいた「市町村障害者計画」であり、「障害者等のための施策に関する基本的な長期計画」です。

「笠岡市障害福祉計画」は、「障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保」に限定されたものであるのに対し、「第2次笠岡市障害者福祉計画」は、障害福祉施策全般に及ぶものとなります。

障害福祉計画の位置づけ

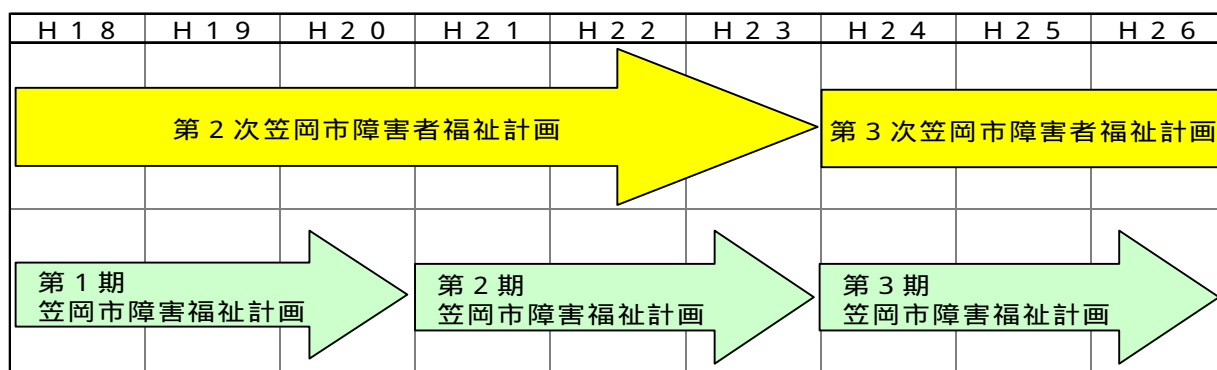


3 計画の期間

この計画は、平成18年度～平成20年度までの3年間とします。

ただし、この計画は、障害者自立支援法の施行の状況等を十分に踏まえながら、必要に応じて見直すなどの対応を行います。

計画期間の予定



4 障害者自立支援法

障害者自立支援法による改革は、「自立と共生の社会」を実現するため、次のような内容になっています。

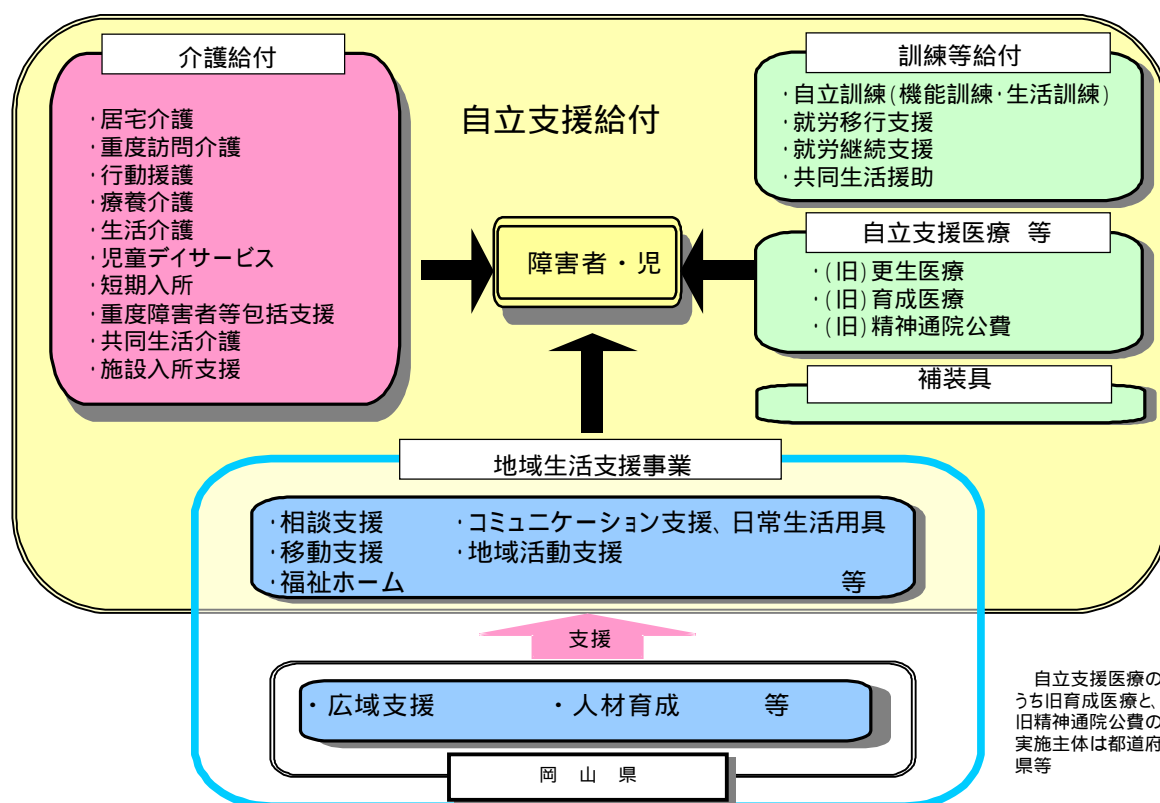
(1) 障害者施策を3障害一元化

身体・知的・精神とそれぞれ別の制度体系で実施されてきた3障害に対するサービスを、共通の制度のもとで実施していくこととなります。

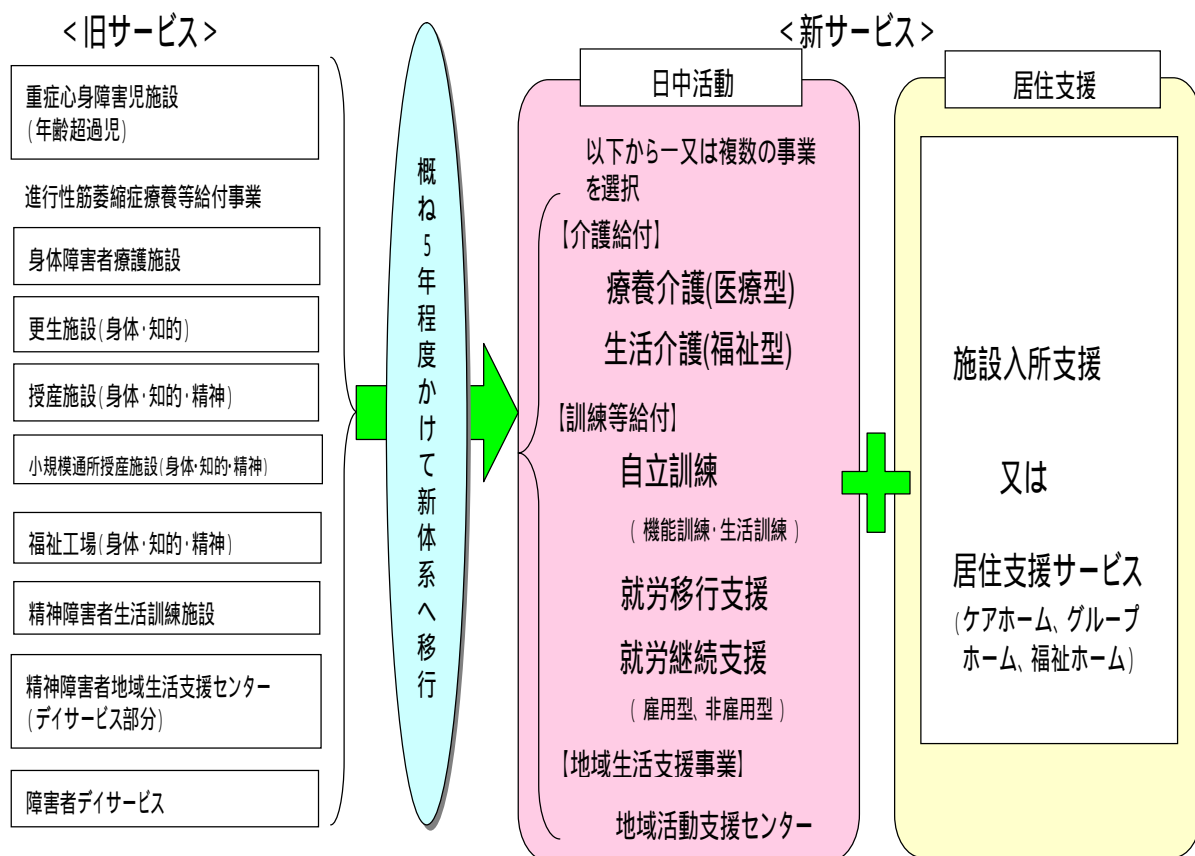
(2) 利用者本位のサービス体系に再編

障害種別や障害程度により複雑に分立している現行の施設や事業体系を、利用者本位のサービス体系に再編していきます。

新たな障害福祉サービス体系



施設・事業体系の見直し



(3) 就労支援の抜本的強化

福祉と雇用との連携，協働を強化し，働きたいと願う障害者がもっと働ける社会を目指していくこととなります。今後は，障害者がその能力や適性に応じて，より力を発揮できるための支援を展開していくことが求められています。

(4) 支給決定の透明化，明確化

サービスの給付において，客観的な尺度（障害程度区分）を導入して，支援の必要な障害者が必要なサービスを利用できる体制づくりを構築していくことが必要です。また，障害程度区分の認定と支給決定に際して，利用者等に対する説明責任が果たせるよう，区市町村に障害認定審査会（医師，看護師，精神保健福祉士等の保健・医療福祉に関する実務者や識見を有する者で構成）を設置することが義務づけられています。

(5) 安定的な財源の確保

支援費制度以後の利用者の急増により，現状のままでは制度を維持することが困難であることから，国の費用負担を義務化するとともに，必要なサービス量を確保するため，サービスの利用者を含めて，社会全体で費用を負担し，制度を支え合う仕組みを導入することです。

第2章 計画がめざすこと

1 計画の基本理念

「ノーマライゼーションの構築」、「リハビリテーションの推進」、「バリアフリーの促進」を基本とする第2次笠岡市障害者福祉計画の理念を踏まえつつ、次に掲げる視点で計画を作成します。

(1) 障害者等の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障害の種別、程度を問わず、障害者等が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供基盤の整備を進めます。

(2) 市町村を基本とする仕組みへの統一と3障害の制度の一元化

障害福祉サービスに関し、市町村を基本とする仕組みに統一され、従来、身体障害、知的障害、精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度が一元化されたことにより、サービス内容の充実とサービス水準の均てん化を図ります。

(3) 障害者等の求めるサービス基盤の整備

障害者等の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供基盤を整えるとともに、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくりなど、地域の社会資源を最大限に活用し、基盤整備を進めます。

2 サービスの確保に関する基本的な考え方

障害福祉サービスの提供体制の確保にあたっては、障害福祉計画の基本理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、数値目標を設定し、計画的な整備を行います。

(1) 必要な訪問系サービスを提供

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援をいう。）の充実を図り、障害者のニーズに対応した訪問系サービスを提供します。

(2) 希望する障害者等に日中活動サービスを提供

生活介護や就労継続支援、地域活動支援センターへのサービス移行等を推進することにより、希望する障害者等に日中活動を提供します。

(3) グループホーム等の充実を図り，施設入所・入院から地域生活への移行を推進

地域における居住の場としての共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）・福祉ホーム（市営住宅の改修利用を含む）の充実を図るとともに，自立訓練事業等の推進により，施設入所・入院から地域生活への移行を進めます。また，地域生活への移行が困難な重度障害児や高次脳機能障害者等について，生活の場の確保を図ります。

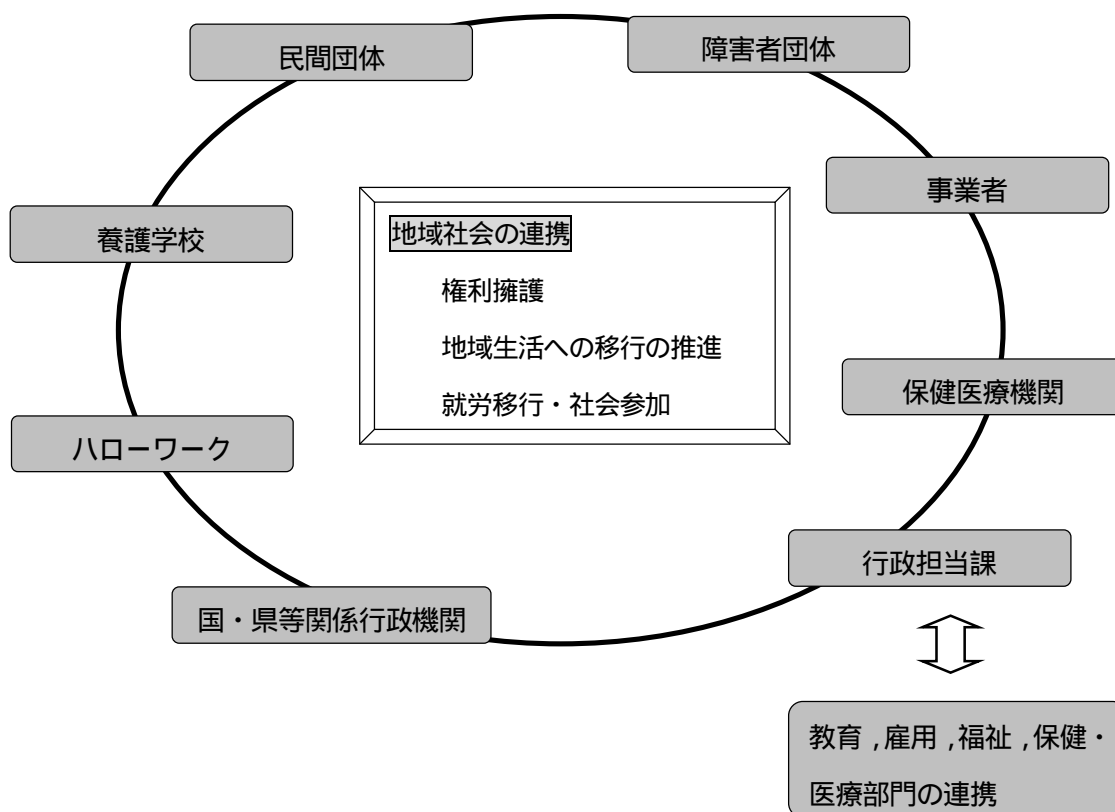
(4) 福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業等の推進により，福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに，就労継続支援事業により，福祉施設での雇用の場を提供します。また，就労期間の安定・長期化を図るため，ジョブコーチ制度等の利用を促進します。

(5) 相談支援の提供体制の確保

障害者等，とりわけ重度の障害者等が地域において自立した日常生活や社会生活を営むためには，障害福祉サービスの提供体制の確保とともに，こうしたサービスを適切に利用できるようにするための相談支援体制の構築が不可欠です。そのため，地域の実情に応じ，中立・公平な立場で適切な相談支援が実施できる体制の整備を図るとともに，相談支援事業を効果的に実施するため，障害福祉サービス事業者，雇用，教育，医療といった関連する分野の関係者等を含めたネットワーク（地域自立支援協議会）を構築します。

< 地域自立支援協議会 >



第3章 必要サービス量の見込み及び確保の方策

1 平成23年度の目標値の設定

この計画における基本理念等を踏まえ、国の示す基本指針及び「県の基本的考え方」を踏まえ、現行の福祉施設が新しいサービス体系への移行を完了する平成23年度を目標年度として、それぞれ、次の事項について数値目標を設定し、その達成に向けて、施策等を講じていきます。

(1) 入所施設の入所者の地域生活への移行

地域移行に関する障害者のニーズ等も踏まえ、現在、福祉施設に入所している障害者のうち、平成23年度末において、グループホームや一般住宅等の地域生活に移行する者の数値目標を次のとおりとします。

ただし、数値目標の推進にあたって、居住の場の選択は、障害者の意向が基本となることから、福祉施設への入所が必要とされる障害者には必要な入所サービスが提供されるよう留意します。

国の基本指針に掲げる数値目標

- 1 現時点の福祉施設入所者の1割以上が、平成23年度末まで地域生活に移行することを目指す。
- 2 また、新規入所者数等も考慮し、平成23年度末まで福祉施設への入所者総数を7%以上減少することを目指す。

項目	数値	考え方
現在の施設入所者数 (A)	102人	平成17年10月1日の全施設入所者
【目標値】 地域生活移行数	11人 (11%)	現在の全入所者のうち、施設入所からグループホーム・ケアホーム等へ地域移行した者の数
【目標値】 減少見込	11人 (11%)	平成23年度末段階の減少見込数

(2) 退院可能な精神障害者の地域生活への移行

受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者について、地域の社会資源を有効活用し、グループホーム整備等の移行条件を整えていくことにより平成23年度末までの退院可能な精神障害者の退院の目標値を次のとおりとします。

国の基本指針に掲げる数値目標

平成24年度までに、受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者（ ）のすべてが退院することを目指し、平成23年度末までの目標を定める。

退院可能精神障害者 約69,000人（平成14年度患者調査から推計）

項目	数値	考え方
現在	38人	現在の退院可能精神障害者数（国の数値と市の人口により推計）
【目標値】 退院数	32人	上記のうち、平成23年度末までに退院を目指す数です。

(3) 福祉施設利用者の一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成23年度末までに一般就労に移行する者の数に関する数値目標を次のとおりとします。

国の基本指針に掲げる数値目標

- 平成23年度末までに、福祉施設から一般就労へ移行する者の数を現時点の4倍以上とすることを目指す。
（ ）一般就労に移行する者：一般に企業に就職した者（就労継続支援（A型）及び福祉工場の利用者になった者を除く）、在宅就労した者及び自ら起業した者を指す。
- 平成23年度までに現時点の福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用することを目指す。
- 平成23年度において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援事業（A型）を利用することを目指す。

項目	数値	考え方
現在の年間 一般就労移行者数	1人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の年間 一般就労移行者数	7人	平成23年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

2 指定障害福祉サービス等

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの必要見込量は、国が定めた基本指針を基本としつつ、これまでの支援費支給実績等を勘案しながら算出しています。

なお、この必要サービス量算定に当たっては、地域生活や就労移行に関する目標年度（平成23年度）の数値目標を設定し、その目標が達成を目指して、必要サービス量の見込み等を算出しています。

(1) 訪問系サービス

居宅介護等の訪問系サービス（居宅介護，重度訪問介護，行動援護，重度障害者等包括支援）は、日常生活上の介護や支援が必要な障害者等が居宅で生活していく上で重要なサービスです。

必要な量の見込み

サービス種別	18年度		19年度		20年度		23年度	
	利用者数 (人/月)	見込数値 (時間分/月)	利用者数 (人/月)	見込数値 (時間分/月)	利用者数 (人/月)	見込数値 (時間分/月)	利用者数 (人/月)	見込数値 (時間分/月)
居宅介護	37	496	41	544	46	599	66	810
重度訪問介護								
行動援護								
重度障害者等包括支援								

見込量確保のための方策

近年における利用者の増加と入院中の精神障害者の地域生活への移行及び新規のサービス利用者の増加を推計し、平成17年度の約1.8倍のサービス利用者を見込み、平成23年度のサービス見込量を設定しました。

訪問系サービスについては、地域生活への移行を推進する観点からサービス需要に応じたサービス量の確保が必要であり、今後の新サービス体系に基づく提供体制の整備状況の把握に努めるとともに、高齢者への訪問系サービスを実施している事業者等との調整を行い、全てのサービスが選択できるよう多様なサービス提供主体の参入を促進します。

(2) 日中活動系サービス

障害者等の自立と社会参加の促進を図るために、必要とする日中活動の場に係るサービス（生活介護，機能訓練，生活訓練，就労移行支援，就労継続支援（A型（雇用型）），就労継続支援（B型（非雇用型）），療養介護，児童デイサービス，短期入所）が受けられることが必要です。

また、児童デイサービスは、児童の療育機会確保の観点からも重要であるとともに、短期入所については、家族介護者への支援の観点からも有効です。

必要な量の見込み

サービス種別	18年度		19年度		20年度		23年度	
	利用者数 (人/月)	見込数値 (人日分/月)	利用者数 (人/月)	見込数値 (人日分/月)	利用者数 (人/月)	見込数値 (人日分/月)	利用者数 (人/月)	見込数値 (人日分/月)
日中活動系サービス全体の 見込量	25	550	56	1,232	80	1,760	166	3,652
生活介護	13	286	32	704	43	946	87	1,914
自立訓練(機能訓練)	0	0	0	0	0	0	2	44
自立訓練(生活訓練)	1	22	3	66	6	132	14	308
就労移行支援	3	66	6	132	9	198	33	726
就労継続支援(A型)	0	0	0	0	0	0	9	198
就労継続支援(B型)	8	176	15	330	22	484	21	462
療養介護	0		0		0		0	
児童デイサービス	9	31	11	38	13	45	23	79
短期入所	9	42	12	53	15	64	25	103

(注)日中活動系サービス全体の見込量は、生活介護、自立訓練(機能訓練、生活訓練)、就労移行支援及び就労継続事業(A型、B型)の利用者数の合計です。

見込量確保のための方策

日中活動系のサービス利用については、利用者の状況に応じて居住系サービスと組み合わせることで必要なサービスを選択することができるようになり、多様なサービス需要への対応が必要です。

サービス提供体制については、サービス提供事業者の新体系への移行の状況やサービス需要の動向の把握に努めるとともに、法定サービスへの参入促進を図るなど、希望する障害者等がこれら日中活動系サービス等の提供を受けられることを目指して、必要なサービス量が充足されるよう努めます。

特に精神障害者に対する日中活動系のサービスは、従来、主に小規模作業所等により提供されていてサービスが限定されていたことから、今後、精神障害者への新体系サービスの提供体制を拡大するため、関係機関の連携を強化していきます。

(3) 居住系サービス

障害者等が自立し、地域社会で生活していくためには、障害者本人の意向を尊重しつつ、「生活の場」が十分確保されていることが必要であり、特に、福祉施設や入院から地域生活への移行を促進していくためには、グループホーム、ケアホームなどの居住基盤の整備促進が必要です。

必要な量の見込み

サービス種別	18年度		19年度		20年度		23年度	
	利用者数 (人/月)	見込数値	利用者数 (人/月)	見込数値	利用者数 (人/月)	見込数値	利用者数 (人/月)	見込数値
共同生活援助	24		27		30		40	
共同生活介護								
施設入所支援	12		34		47		88	

見込量確保のための方策

地域生活への移行を進めるため、共同生活援助及び共同生活介護事業の計画的な推進が必要となり、今後の地域移行の状況を把握し、適切に居住基盤の整備促進を進めます。

また、公営住宅の活用など、より多様な住居確保の支援を検討していきます。

施設入所や入院から地域生活へ短期間で移ることができない障害者には、その中間のステップとして、関係機関と協力し移行に関する本人への指導・補助体制を構築します。

(4) その他のサービス（指定相談支援）

障害者等に対して効果的なサービス提供を行うためには、様々な種類のサービスを適切に組み合わせ、計画的に利用できるようにすることが必要です。

必要な量の見込み

サービス種別	18年度		19年度		20年度		23年度	
	利用者数 (人/月)	見込数値	利用者数 (人/月)	見込数値	利用者数 (人/月)	見込数値	利用者数 (人/月)	見込数値
指定相談支援	8		12		15		27	

見込量確保のための方策

入所・入院から地域生活への移行や在宅の障害福祉サービスの利用が進むにつれて、サービス利用計画作成の需要が高まってきますので、相談支援サービスの必要な方が利用できるよう、指定相談支援事業所の確保に努めます。

3 地域生活支援事業

多くの福祉サービスが含まれている地域生活支援事業は、障害者のニーズ等を踏まえた必要な事業の量と質が確保されるよう配意しながら、今後の市の実情や状況に応じて柔軟な事業形態による運営を行います。

(1) 各年度における事業の種類ごとの量の見込み

事業名	18年度	19年度	20年度	23年度	備考欄
1 相談支援事業					
(1)相談支援事業					
障害者相談支援事業	3箇所	3箇所	3箇所	1箇所 集中型	箇所数 井笠3市2町で実施
地域自立支援協議会	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	箇所数 井笠3市2町で実施
(2)市町村相談支援機能強化事業	-	-	-	-	箇所数
(3)住宅入居等支援事業	-	-	-	1人	年間利用者数
(4)成年後見制度利用支援事業	-	-	-	1人	年間利用者数
2 コミュニケーション支援事業	17回	19回	21回	27回	月間派遣回数
3 日常生活用具給付等事業					
(1)介護訓練支援用具	8人	8人	9人	10人	年間利用者数
(2)自立生活支援用具	12人	12人	13人	14人	年間利用者数
(3)在宅療養等支援用具	8人	8人	9人	10人	年間利用者数
(4)情報・意思疎通支援用具	15人	15人	17人	19人	年間利用者数
(5)排泄管理支援用具	120人	120人	126人	132人	年間利用者数
(6)住宅改修費	1人	1人	1人	2人	年間利用者数
4 移動支援事業	31人	33人	34人	40人	月間利用者数
	261時間	274時間	288時間	333時間	月間利用時間
5 地域活動支援センター事業					
(1)地域活動支援センター 型	1箇所 20人	1箇所 22人	1箇所 24人	1箇所 30人	箇所数 定員50人 月間利用者数
(2)地域活動支援センター 型	1箇所 17人	1箇所 21人	1箇所 25人	1箇所 30人	箇所数 定員15人 月間利用者数
(3)地域活動支援センター 型	1箇所 9人	1箇所 9人	1箇所 9人	1箇所 9人	箇所数 定員10人 月間利用者数
(4)地域活動支援センター (基礎的事業部分のみ)	-	-	-	-	箇所数 月間利用者数

事業名	18年度	19年度	20年度	23年度	備考欄
その他の事業					
(1)福祉ホーム事業	-	-	1箇所 5人	1箇所 5人	箇所数 月間利用者数
(2)盲人ホーム事業	-	-	-	-	箇所数 月間利用者数
(3)訪問入浴サービス事業	-	4人	4人	4人	月間利用者数
(4)身体障害者自立支援事業	-	-	1人	1人	年間利用者数
(5)重度障害者在宅就労促進特別事業	-	-	-	-	年間利用者数
(6)更生訓練費・施設入所就職支度金 給付事業					
更生訓練費給付事業	-	-	-	1人	年間利用者数
施設入所者就職支度金給付事業	-	-	-	1人	年間利用者数
(7)知的障害者職親委託制度	0人	0人	0人	1人	年間利用者数
(8)生活支援事業					
生活訓練等事業	18講座 153人	18講座 161人	19講座 169人	20講座 195人	講座数 受講者数
本人活動支援事業	-	-	-	-	年間利用者数
ボランティア活動支援事業	-	-	-	-	年間利用者数
福祉機器リサイクル事業	-	-	-	-	年間利用者数
その他生活支援事業	-	-	-	-	年間利用者数
(9)日中一時支援事業	10人	12人	14人	25人	月間利用者数
(10)生活サポート事業	-	-	-	-	年間利用者数
(11)社会参加促進事業					
スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業	4回 180人	4回 185人	4回 190人	4回 205人	開催回数 受講者数
芸術・文化講座開催等事業	3回 110人	3回 113人	3回 116人	3回 125人	開催回数 受講者数
点字・声の広報等発行事業	16回 50本	16回 50本	16回 100本	16回 100本	発行回数 発行本数
奉仕員養成研修事業	3講座 40人	3講座 40人	3講座 40人	3講座 40人	講座数 受講者数
自動車運転免許取得 ・改造助成事業	3人	3人	3人	3人	年間利用者数
その他社会参加促進事業	-	-	-	-	開催回数 受講者数
(12)経過的デイサービス事業	5人				月間利用者数
(13)経過的精神障害者地域生活支援 センター事業	-				箇所数 月間利用者数

(2) 事業の種類ごとの実施に関する考え

事業名	事業内容	実施に関する考え方
1 相談支援事業		
(1)相談支援事業		
障害者相談支援事業	障害者からの相談に応じて必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用に関する援助、調整や障害者の権利擁護のために必要な援助を行います。	センター集中型への移行に努めます。
地域自立支援協議会	相談事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として設置します。	関係機関とのネットワーク化を広域的に進めます。
(2)市町村相談支援機能強化事業	専門的な能力を有する職員を配置して相談支援機能の強化を図ります。	委託した相談支援事業の状況により実施します。
(3)住宅入居等支援事業	保証人がいない等の理由により賃貸住宅へ入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行います。	早急に事業実施します。
(4)成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。	早急に事業実施します。
2 コミュニケーション支援事業	視覚、聴覚、音声言語機能障害者等のために、意思疎通の円滑化を図ります。	積極的に事業を進めます。
3 日常生活用具給付等事業	対象用具等は次のとおり。	
(1)介護訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの、障害者の身体介護を支援する用具や、障害児が訓練に用いる椅子など。	用具の購入費用の助成を行います。
(2)自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など障害者の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具。	用具の購入費用の助成を行います。
(3)在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計など。	用具の購入費用の助成を行います。
(4)情報・意思疎通支援用具	点字器や人口咽頭などの、障害者の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具。	用具の購入費用の助成を行います。
(5)排泄管理支援用具	ストマ用装具などの障害者の排泄管理を支援する衛生用具。	用具の購入費用の助成を行います。
(6)住宅改修費	障害者の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	用具の購入費用の助成を行います。
4 移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者について、外出のための個別的な支援を行います。	車両移送型の移動支援を早急を実施します。
5 地域活動支援センター事業	地域活動支援センターの機能を充実強化し、障害者の地域生活を支援します。	3 障害を統合した拠点施設整備を検討します。
(1)地域活動支援センター型	医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。	市の施設のため、指定管理者制度による委託とします。
(2)地域活動支援センター型	地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。	サービス需要量により拡大を図ります。
(3)地域活動支援センター型	通所による小規模な作業所の運営を行います。	サービス需要量により拡大を図ります。
(4)地域活動支援センター(基礎的事業部分のみ)	利用者に対して、創作的活動や生産活動の機会の提供などの基礎的な支援を行います。	サービス需要量により拡大を図ります。

事業名	事業内容	実施に関する考え方
その他の事業		
(1)福祉ホーム事業	住居を求めている障害者に、低額な料金で居室その他の設備を提供します。	早急に事業実施します。
(2)盲人ホーム事業	盲人ホームの運営費の一部を助成します。	サービス需要に応じ、実施を検討します。
(3)訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供します。	早急に事業実施します。
(4)身体障害者自立支援事業	福祉ホーム等に居住している重度身体障害者に対し、ケアグループによる介助サービス等を提供します。	早急に事業実施します。
(5)重度障害者在宅就労促進特別事業	在宅の障害者に対して、情報機器やインターネットを活用し、在宅等で就労するための訓練を行います。	サービス需要に応じ、実施を検討します。
(6)更生訓練費・施設入所就職支度金給付事業		
更生訓練費給付事業	身体障害者更生援護施設で更生訓練のための経費を支給します。	サービス需要に応じ、実施します。
施設入所者就職支度金給付事業	就労移行支援事業等を利用し、自立する者に対し就職支度金を支給します。	サービス需要に応じ、実施します。
(7)知的障害者職親委託制度	知的障害者を一定期間、事業経営者等の私人に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行います。	知的障害者の自立更生を図るために実施します。
(8)生活支援事業	障害者に対し、本人活動の支援などを行うことにより、生活の質の向上を図り、社会復帰を促進します。	
生活訓練等事業	日常生活上必要な訓練・指導等を行います。	対象者や講座内容を拡大します。
本人活動支援事業	知的障害者が、自分たちの権利や自立のために社会に働きかける等の活動を支援します。	今後のサービス需要の把握を進めます。
ボランティア活動支援事業	精神障害者に対するボランティア活動の支援を行います。	今後のサービス需要の把握を進めます。
福祉機器リサイクル事業	不要になった福祉機器について、これを必要とする他の者に斡旋します。	今後のサービス需要の把握を進めます。
その他生活支援事業	その他、日常生活上必要な訓練・指導、本人活動支援等を行います。	今後のサービス需要の把握を進めます。
(9)日中一時支援事業	障害者の日中における活動の場の確保と、障害者等を介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時預かりを行います。	積極的に事業を進めます。
(10)生活サポート事業	介護給付支給決定者以外の者について、日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を行います。	今後のサービス需要の把握を進めます。
(11)社会参加促進事業	スポーツ・芸術文化活動等を行うことにより、障害者の社会参加を促進します。	積極的に事業を進めます。
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	障害者の体力増強、交流、余暇等に資するため、障害者スポーツ大会を開催します。	積極的に事業を進めます。
芸術・文化講座開催等事業	障害者の芸術・文化活動の発表、活動の場を設けるとともに、障害者の創作意欲を助長します。	積極的に事業を進めます。
点字・声の広報等発行事業	市の広報紙等の音声版・点字版を発行します。	積極的に事業を進めます。
奉仕員養成研修事業	手話講習会、要約筆記講習会、点字講習会、アイボランティア養成講座を実施します。	積極的に事業を進めます。
自動車運転免許取得・改造助成事業	運転免許取得や自動車の改造に要する費用の一部を助成します。	未実施の運転免許取得助成事業の実施を検討します。
その他社会参加促進事業	その他、障害者の社会参加の促進に必要な事業を行います。	積極的に事業を進めます。
(12)経過的デイサービス事業	他の事業に移行することが困難な障害者デイサービス事業所が、平成19年3月まで継続してデイサービスを提供します。	積極的に事業を進めます。
(13)経過的精神障害者地域生活支援センター事業	旧制度の精神障害者地域生活支援センターが、引き続き平成19年3月まで事業を実施します。	当市では該当なし。

第4章 計画の推進

1 計画の見直し時期

障害福祉計画は、3年を1期として作成することとなっています。このため、第2期障害福祉計画については、第1期障害福祉計画に係る必要な見直しを平成20年度末までに行った上で、平成21年度から平成23年度までを期間として作成します。

2 計画の達成状況の点検及び評価

「笠岡市福祉施策審議会」において、この計画に定める内容の進行管理や達成状況等の検証を行うとともに、必要な対策等を継続的に実施します。